

未来へつなぐ、事業承継を応援します！

綾瀬市小規模事業者 事業承継支援補助金



事業承継を検討されている小規模事業者の皆様へ、綾瀬市では事業承継を支援する補助金を交付します。

この補助金は、事業承継を考えるきっかけとなるセミナーや、具体的な事業承継計画の策定を支援します。

補助金を利用して、事業承継をスムーズに進め、未来へつなげましょう。

補助対象事業者

市内において1年以上継続して製造業を営んでいる**小規模事業者**(みなし大企業を除く。)

小規模事業者とは、常勤の従業員が20人以下の事業所をいう。

補助対象経費

事業承継計画の策定、株価算定事業とし、年度内に事業が完了するものとします。

具体には、初期診断、課題分析、株価算定又は事業承継計画の算定支援業務に係る委託料その他補助対象事業に必要と認められる経費であって補助対象者が事業承継支援機関に支払うものとします。

業承継支援機関とは、税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、金融機関その他事業承継に関する専門的な知識を有する事業者をいう。

補助金額

補助対象経費の**2分の1以内**の額とし、同一年度につき**20万円**を上限とします。

なお、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

問い合わせ先: 綾瀬市 産業振興部 商工振興課 工業担当 (電話 0467-70-5661)
〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川 550 番地

詳細はこちら(市ホームページ)

